

## みやすま健康省エネ住宅ラベリング制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）が断熱性能向上による健康で快適な住まいづくりの促進及び冷暖房負荷の低減による脱炭素社会の実現に資するため、「みやすま健康省エネ住宅」（以下「健康省エネ住宅」という。）として新築一戸建て住宅の独自の断熱性能基準を規定し、設計の適合状況の認証及び表示を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅 居室、台所、便所及び浴室を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第一号の建築物をいう。）をいう。
- 二 一戸建て住宅 一の住戸を有する住宅をいう（二世帯同居住宅及び併用住宅を含む。）
- 三 建築主 宮城県内において住宅を新築しようとする者をいう。
- 四 主要な断熱部位 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又はその直下の天井、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井、壁、床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等、断熱構造とする部分をいう。
- 五 断熱性能基準 センターが規定する健康省エネ住宅の断熱性能に関する基準
- 六 ラベリング 断熱性能基準への適合状況の認証及び表示を行うこと

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法、建築士法（昭和25年法律第202号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）その他の建築に関する法令の規定で使用する用語の例による。

### (断熱性能基準)

第3条 センターは、断熱性能基準を別表1のとおり定める。

### (対象住宅)

第4条 ラベリングの対象とする住宅は次に掲げるものとする。

- 一 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する設計住宅性能評価を受けた住宅（以下「住宅性能表示住宅」という。）
- 二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき認定

を受けた住宅のうち、省エネルギー対策を基準省令及び非住宅・住宅計算法により確認したもの（以下「認定長期優良住宅」という。）

三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づき認定を受けた住宅（以下「認定低炭素住宅」という。）

四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）（以下「建築物省エネ法」という。）第7条に係る建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証を受けた住宅（以下「BELS」という。）

五 建築物省エネ法第35条による認定を受けた住宅（以下「性能向上計画認定住宅」という。）

六 住宅金融支援機構のフラット35S融資対象住宅のうち、省エネルギー性の技術基準を満たすもの（以下「フラット35S省エネ住宅」という。）

七 その他、センターが断熱性能基準への適合を認証できるものとして認めたもの

（設計認証審査の申請）

第5条 建築主は、住宅の断熱性能基準への認証審査を申請する場合は、みやすま健康省エネ住宅設計認証審査申請書（様式第1号）（以下「設計認証審査申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類及び図書を添えて提出する。

なお、センターが評価書等を発行した住宅の場合は、添付書類（の一部）を省略することができる。

一 別表2に定める外皮平均熱貫流率（以下「 $U_A$ 値」という。）及び冷房期の平均日射熱取得率（以下「 $\eta_{AC}$ 値」という。）が記載された評価書又は認定書等

二 防湿層の施工方法に関する設計内容が記載された図書（繊維系断熱材等、防湿措置が必要な材料を使用する場合に限る。）

（設計認証ラベルの交付等）

第6条 センターは、前条の規定による申請があった場合は、申請された住宅の設計内容が次の各号に掲げる事項に適合すると認めるときは、適合する断熱性能基準に応じてみやすま健康省エネ住宅設計認証ラベル（様式第2号）（以下「ラベル」という。）を建築主に交付する。

一 設計した住宅の $U_A$ 値が申請する断熱性能基準の $U_A$ 値以下であること。

二 建設地の地域の区分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等を定める件（国土交通省告示第265号）に規定する5地域の場合は、 $\eta_{AC}$ 値が3.0以下であること。

三 主要な断熱部位において防湿措置が必要な断熱材を用いる場合は、防湿措置がなされていること。

2 センターは、次の各号に掲げる場合においては、みやすま健康省エネ住宅設計認証ラベル不交付通知書（様式第3号）（以下「設計認証ラベル不交付通知書」という。）を建築主に交付しなければならない。

- 一 申請された住宅の設計内容が、前項各号に適合しないとき
- 二 申請された住宅の設計内容が、審査の過程において設計認証審査申請書若しくは設計認証審査申請添付書類等に不備又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかとなり、前項各号に適合することが判断できないとき
- 三 設計認証審査申請書又は設計認証審査申請添付書類等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

(ラベルの交付を受けた住宅の設計変更)

第7条 前条第1項のラベルの交付を受けた建築主は、ラベルの交付後に評価書等の変更又は取り直しを伴う設計の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合は、改めて設計認証審査を申請することができる。

- 2 建築主は、改めて設計認証審査を申請する場合は、変更前に交付されたラベルを返却するものとする。

(軽微な変更)

第8条 軽微な変更とは、ラベルの交付を受けた住宅で、その断熱性能に関わる部分の計画の変更のうち、変更後の $U_A$ 値又は $\eta_{AC}$ 値等が変更前の断熱性能基準に適合することが明らかな変更をいう。

(申請の取り下げ)

第9条 第5条又は第7条の規定による申請を取り下げようとする場合は、取り下げ届(様式第4号)をセンターに提出するものとする。

- 2 前項の場合において取り下げ届以前に申請のあった各申請書及び申請添付書類等の返却は行わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

## 断熱性能基準

グレード		U <sub>A</sub> 値 ≦ W/ (㎡K)		
		3地域	4地域	5地域
みやすま プラチナ	M-G3	0.20	0.23	0.23
みやすま ゴールド	M-G2	0.28	0.34	0.34
みやすま シルバー	M-G1	0.38	0.46	0.48

グレード		η <sub>AC</sub> 値 ≦		
		3地域	4地域	5地域
全て		—	—	3.0

グレード	防湿措置
全て	<p>次の防湿措置の必要な断熱材（繊維系断熱材等）を使用する室内側の部分には、防湿シート等の措置を施すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材</li> <li>・ 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム （吹付け硬質ウレタンフォームA種1またはA種2に適合するものを除く）</li> <li>・ その他これに類する透湿抵抗の小さい断熱材</li> </ul>

※1 地域区分は「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等を定める件」（国土交通省告示第265号）による。

※2 建築主は、一次エネルギー消費量の削減及び高气密化に努めること。

## 別表 2

## みやすま健康省エネ住宅ラベリング対象住宅証明書等

住宅の種類	添付する評価書等（写し）
住宅性能表示住宅	設計住宅性能評価書
認定長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書等
認定低炭素住宅	低炭素建築物新築等計画認定通知書等
BELS	BELS 評価書
性能向上計画認定住宅	性能向上計画認定通知書等
フラット35S省エネ住宅	設計検査に関する通知書（新築住宅）
各住宅共通	外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量計算書（国立研究開発法人建築研究所等）又は 一次エネルギー消費量計算結果（国立研究開発法人建築研究所）※

※ センターの技術的審査を受けた場合は、 $U_A$ 値及び $\eta_{AC}$ 値の計算根拠の添付は要しない。

みやすま健康省エネ住宅設計認証審査申請書

年 月 日

一般財団法人宮城県建築住宅センター 理事長 様

(申請者) 〒 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

みやすま健康省エネ住宅ラベリング制度要綱第5条の規定に基づき、みやすま健康省エネ住宅の設計認証審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 住宅の概要

申請住宅の地名地番	
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他 ( )
延床面積	m <sup>2</sup>
工事費用 (予定)	円 (税込み)
工事着手 (予定) 年月日	年 月 日
工事完了 (予定) 年月日	年 月 日

2 建築士事務所及び建築工事業者

	建築士事務所	建築工事業者
事業者名		
担当技術者氏名		

3 申請に関する連絡先

所属・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

4 住宅の種類及び評価等の番号・年月日

住宅の種類	<input type="checkbox"/> 住宅性能表示住宅 <input type="checkbox"/> 認定長期優良住宅 <input type="checkbox"/> 認定低炭素住宅 <input type="checkbox"/> BELS <input type="checkbox"/> 性能向上計画認定住宅 <input type="checkbox"/> フラット35S省エネ住宅 <input type="checkbox"/> ( )
評価等年月日	年 月 日
評価等番号	第 号

5 性能等

項目	内容	添付書類	グレード
断熱性能	地域の区分 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域	<input type="checkbox"/> 計算書  技術的審査 <input type="checkbox"/> センター <input type="checkbox"/> 他機関	<input type="checkbox"/> M-G3 <input type="checkbox"/> M-G2 <input type="checkbox"/> M-G1
	外皮平均熱貫流率U <sub>A</sub> 値		
	基準値 [W/m <sup>2</sup> K]		
	計算値 [W/m <sup>2</sup> K]		
防湿措置	冷房期の平均日射熱取得率η <sub>AC</sub> 値	<input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適合
	基準値		
	計算値		
	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 防湿シート等で措置済		



様式第3号（第6条関係）

## みやすま健康省エネ住宅設計認証ラベル不交付通知書

第 年 月 日

様

一般財団法人宮城県建築住宅センター理事長 印

みやすま健康省エネ住宅ラベリング制度要綱第5条の規定による申請について、同要綱第6条第2項の規定に基づき不交付としましたので通知します。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 不交付理由

## 取り下げ届

年 月 日

一般財団法人宮城県建築住宅センター 理事長 様

(申請者)

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記の申請を取り下げますので、みやすま健康省エネ住宅ラベリング制度要綱第9条の規定に基づき届け出ます。

### 記

- 1 住宅の地名地番
- 2 理由